

**二国間クレジット制度（JCM）に係るパリ協定第 6 条に基づく締約国による
JCM クレジットに係る承認の手続き**

2022 年 4 月 7 日
2025 年 3 月 31 日改
JCM 推進・活用会議

地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 56 号）附則第 1 条の規定による改正後の地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）第 57 条の 18 第 1 項に基づく「パリ協定第六条 3 の規定に基づく日本国の承認」並びにパリ協定第 6 条 3 項及び第 6 条 2 項協力的な取組に関するガイダンスに関する CMA 決定に従い行うものとして、二国間クレジット制度（JCM）に係るパリ協定第 6 条に基づく日本国による JCM クレジットに係る承認を以下のように定める。

- 1 JCM という枠組み自体をパリ協定 6 条に基づく二国間の協力的な取組として、包括的に承認すべく、JCM 推進・活用会議において承認の手続きを行う。
- 2 前条に従い実施される JCM の包括的承認に基づき、JCM プロジェクトごとに、日本国 JCM 登録簿に発行される JCM クレジット、及び当該 JCM クレジットを取得する法人等を対象として、JCM 推進・活用会議において承認の手続きを行う。
- 3 JCM 実施担当省は、当該承認を行った旨を、パートナー国、JCM プロジェクト名、JCM クレジットを取得する法人、JCM クレジットの識別番号、パートナー国政府による承認の状況等とともに JCM ウェブサイト(<https://www.jcm.go.jp>)において速やかに公表する。

二国間クレジット制度（JCM）に係る相当調整の手続き

2022 年 4 月 7 日

2025 年 3 月 31 日改

JCM 推進・活用会議

地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 56 号）附則第 1 条の規定による改正後の地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）第 57 条の 18 第 2 項に基づく「パリ協定第六条 2 に規定する計算方法」として、「二国間クレジット制度（JCM）に係るパリ協定第 6 条に基づく締約国による JCM クレジットに係る承認の手続き」を行った JCM クレジットを、我が国の国が決定する貢献のための利用（NDC の達成）に用いることに關し、NDC の対象となる温室効果ガス排出量から差し引く相当調整（以下「日本としての相当調整」という。）について、2030 年度を目標年度とする NDC を対象に、パリ協定第 6 条 3 項及び第 6 条 2 項協力的な取組に関するガイダンスに関する CMA 決定に従い、以下のように定める。

- 1 2021 年から 2029 年の各年については、当該年に関する我が国の温室効果ガス総排出量として国連気候変動枠組条約事務局に提出する値から、2021 年 1 月 1 日から当該年の 12 月 31 日までにパートナー国政府がパリ協定締約国としての承認及び NDC の対象となる温室効果ガス排出量に加える相当調整を適用することが確認され、かつ日本国 JCM 登録簿の無効化口座に移転された JCM クレジット総量について、2021 年から当該年までの経過年数で除した年平均の値を差し引くことで、暫定的に日本としての相当調整を行う。
- 2 2030 年については、NDC の対象となる我が国の温室効果ガス総排出量の値から、2021 年 1 月 1 日から 2030 年 12 月 31 日までに実現した排出削減・吸収に対して発行された JCM クレジットのうち、パートナー国政府がパリ協定締約国としての承認及び相当調整を適用することが確認され、かつ日本国 JCM 登録簿の無効化口座に移転された JCM クレジット総量を NDC 実施期間年数である 10 で除した年平均の値を差し引くことで、日本としての相当調整を行う。